

第2章 平常時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。)

第3節 地震防災訓練の実施

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 焼津市

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び災害時初動訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

| 区分 | 内容 |
|--------|--|
| 総合防災訓練 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の動員 (2) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 (5) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 (6) 食料、飲料水、医療その他の救援活動 (7) 消防、水防活動 (8) 救出・救助 (9) 避難生活 (10) 道路啓閉 (11) 応急復旧 |

| 区分 | 内 容 |
|-------------|--|
| 地域防災訓練 | (1) 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 (2) この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、市が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。 |
| 災害時初動訓練 | (1) 津波対策推進旬間に県が実施する津波避難訓練にあわせ、災害発生直後の活動を訓練する災害時初動訓練を実施する。 (2) 沿岸部では、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、避難行動を訓練とともに、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。 |
| 個別防災訓練 | 総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は、次のとおりである。 (1) 情報の収集、伝達訓練 南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 (2) 職員の動員訓練 適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 (3) 防災業務の訓練 各部、各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。 |
| 防災訓練に対する協力等 | (1) 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加するよう要請する。 (2) 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。 |
| 防災訓練の実施回数 | 総合防災訓練 年1回以上 地域防災訓練 年1回以上 災害時初動訓練 年1回以上 個別防災訓練 年1回以上 |
| 防災訓練の広報 | 訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。 |

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

| 機 関 名 等 | 重 点 事 項 |
|--|--|
| 国土交通省中部地方整備局 (静岡河川事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所) | (1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 (4) 関係機関との情報共有 |
| 海上保安庁第三管区海上保安本部(清水海上保安部) | 救助活動及び船舶の安全措置の指示等 |
| 経済産業省関東経済産業局 | (1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 (4) 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策 |
| 東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社 | (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 (2) 列車の運転規制方及び運転再開方 (3) 旅客の避難誘導 |
| 西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店) | (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 (3) 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策 |

| 機関名等 | 重 点 事 項 |
|---|---|
| 日本赤十字社静岡県支部 | (1) 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護所の編成及び訓練等の実施 (2) 血液製剤の確保及び供給 (3) 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導 |
| 日本放送協会（静岡放送局） | (1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 放送送出 (4) 視聴者対応等 |
| 中日本高速道路株式会社 (東京支社) | (1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 (2) 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 (3) 交通対策 (4) 緊急点検 |
| 中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式会社（藤枝営業所） | (1) 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 (2) 地震防災応急対策 (3) 災害復旧 |
| 東海ガス株式会社 | (1) ガス供給停止等非常態勢の確立 (2) 防災に関する整備、資材等の確保、点検 (3) 安全について需要家等に対する広報 |
| 静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社 | (1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 視聴者対応等 |
| 地震防災応急計画及び対策 計画の作成義務者 | (1) 情報の収集及び伝達 (2) 避難誘導 (3) 火災予防措置及び施設、設備等の点検 (4) その他施設、事業の特性に応じた事項 |

第4節 地震災害予防対策の推進

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

市は、県が第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえ、「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」を策定し、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。地震災害対策の検討に当たっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 緊急消防援助隊の受援体制

志太消防本部は、大規模災害を想定した実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

市及び県は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- 消防団による避難誘導のための拠点施設
- 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
- 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

志太消防本部は、津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進するものとし、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

| 区分 | 内容 |
|--------------------|---|
| 危険物施設、少量危険物取扱所 | 別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。 |
| 高压ガス（LPGガスを含む。）施設 | 高压ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。 |
| LPGガス消費設備 | LPGガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。 |
| 都市ガスの安全対策 | 雑居ビル、建築物の地階及び地下等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。 |
| 研究室、実験室等薬品類を保有する施設 | 次のような混合発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 (1) 可燃物と酸化剤の接触による発火 (2) 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 (3) 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火 |
| 不特定多数の者が出入りする施設 | 大型小売店舗、旅館、雑居ビル等、不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。 |
| 石油ストーブ | 対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。 |
| 家庭用小型燃料タンク | 燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。 |
| その他の出火危険物 | アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。 |

4 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物について補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、市民を始め関係行政機関、並びに建築士会等建築関係団体に対し啓発指導する。

| 区分 | 内 容 | | | | | | |
|---------------|--|-------|--|-------|---|------|---|
| 建築主等による耐震性の向上 | <p>建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。</p> <p>(1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。</p> | | | | | | |
| 市による耐震性の向上 | <p>市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。</p> <p>(1) 市民向けの耐震相談窓口を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発</p> <table border="1"> <tr> <td>新築建築物</td><td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td></tr> <tr> <td>既存建築物</td><td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強</td></tr> <tr> <td>建築設備</td><td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等耐震診断及び耐震補強</td></tr> </table> <p>(4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により、昭和 56 年 5 月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物の耐震化を図る。また、危険なブロック塀等の撤去を促す。</p> | 新築建築物 | 「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底 | 既存建築物 | 「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強 | 建築設備 | 「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等耐震診断及び耐震補強 |
| 新築建築物 | 「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底 | | | | | | |
| 既存建築物 | 「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強 | | | | | | |
| 建築設備 | 「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等耐震診断及び耐震補強 | | | | | | |
| 公共建築物の耐震化 | 市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。 | | | | | | |
| コンピュータの安全対策 | 市は、自ら保有するコンピュータシステムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。 | | | | | | |
| 家具等の転倒防止 | 市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。 | | | | | | |
| ブロック塀等の倒壊防止 | <p>(1) 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60cm 以下の高さとする。</p> <p>(2) 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</p> <p>(3) 市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。</p> | | | | | | |
| ガラスの飛散防止 | 市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。 | | | | | | |
| 耐震化以外の命を守る対策 | 市は、耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。 | | | | | | |
| 供給ラインの耐震化 | <p>(1) ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進める。</p> <p>(2) 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>(3) ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。</p> | | | | | | |

5 被災建築物等に対する安全対策

| 区分 | 内容 | |
|-----------|--|--|
| 応急危険度判定 | 市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、市民に対する啓発を行う。 | |
| 災害危険区域の指定 | 市長又は知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 | |
| | 指定の目的 | 災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。 |
| | 指定の方法 | 条例により区域を指定し、周知する。 |

6 橋りょうの改良

橋りょうの点検を実施し、地震による地震動に対しての耐震性能を確保するため、橋りょうの補強を推進する。

7 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

| 区分 | 内容 |
|---------------|---|
| 山・かけ崩れ防止対策の推進 | 山・かけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。 |
| 軟弱地盤対策の推進 | 軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。 |
| 液状化対策の推進 | 液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。 |
| 大規模盛土造成地対策の推進 | 地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。 |

8 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行うものとする。また、市は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

| 物件名 | 措置等 |
|-------------|-------------------------------|
| 横断歩道橋、跨線橋 | 耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。 |
| 道路標識、交通信号機等 | 施設の点検等を行い、速やかに改善し、危険の防止に努める。 |
| 街路樹 | 枯死樹木の除去等適切な管理に努める。 |
| 電柱・街路灯 | 施設の点検等を行い、倒壊等の防止に努める。 |

| 物 件 名 | 措 置 等 |
|------------------|--|
| アーケード、 バス停上屋等 | 新設については、安全性を厳密に審査する。 既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。 |
| 屋外広告物 | 設置者若しくは管理者は、屋外広告物を適切に管理し、良好な状態を保持する。 |
| ブロック塀等 | 既存のブロック塀等の危険度を目視等で点検し、危険なものについては、改良等をする。 新設するものについては、静岡県発行「ブロック塀の点検と改善」を参考に安全なブロック塀を設置する。 焼津市生け垣づくり補助金交付要綱（資料編（地震対策）2-4-8） |
| 天井 | 脱却防止等の落下物対策を図る。 |
| ガラス窓等 | 破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。 |
| 自動販売機 | 転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。 |
| 樹木、煙突 | 倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。 |

9 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 要避難地区の指定 | 市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、地震防災強化計画において明らかにした、山・かけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。 (資料編（地震対策）2-4-9 (1) ①) |
| 避難対象地区の指定 | 市長は、避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・かけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。 (資料編（地震対策）2-4-9 (1) ②) |
| 津波避難場所の指定 | 市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための津波避難場所、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区的住民の避難のため、津波避難場所を指定する。 イ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。 (資料編（津波対策）2-4-1 (1)) |
| 避難所の指定 | 市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。 |

(2) 平常時に実施する災害予防措置

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|---|
| 避難誘導体制整備 | 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、津波避難場所、避難路、避難施設等に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。 |
| 山・かけ崩れ危険予想地域 | 要避難地区については次の予防措置を講ずる。 |
| | 山・かけ崩れ危険予想地域図 市は県と協力して、過去の山・かけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・かけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。 |
| | 住民への危険性の周知 市は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。 |
| | 地震発生時 市は、当該地域において立っていられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や津波避難場所（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 |

10 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

| 実施主体 | 内 容 |
|-------------|--|
| 市 | (1) 自主防災組織、事業所等及び市民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 (2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 (3) 救出技術の教育、救出活動の指導 (4) 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備 |
| 自主防災組織、事業所等 | (1) 救出技術、救出活動の習得 (2) 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施 |

11 要配慮者の支援

要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編 第2章 第12節 「要配慮者支援計画」に準ずる。

12 生活の確保

南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

| 実施主体 | 内 容 |
|------|---|
| 市 | ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 市内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討 カ 市民が実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定 ク 非常用備蓄食料、飲料水、毛布及び非常排便袋の分散配置状況は、資料編（地震対策）2-4-12(1)のとおり。 |
| 市民 | ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進 |

(2) 飲料水の確保

| 実施主体 | 内 容 |
|------|---|
| 市 | ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資材の備蓄を行う。 イ 日本水道協会等からの応援給水、大型貯水槽を持つ民間企業の協力を含む応急給水体制を整備する。 ウ 給水タンク、トラック等応急給水及び応急復旧に必要な資機材を整備する。 エ 工事業者等との協力体制を確立する。 |

| | |
|----|--|
| 市民 | ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 |
| | イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ロ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。 |

(3) 医療救護

| 実施主体 | 内 容 |
|--------|---|
| 市 | ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、焼津市医療救護計画（資料編（地震対策）2－4－12(3)）を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 ウ 救護班(DMATT等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 エ 家庭救護の普及を図る。 |
| 自主防災組織 | ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力を得て、応急手当等救護に関する講習会を開催する。 ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。 |
| 市民 | ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急措置及び救急看護等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。 |

(4) 清掃、環境保全、防疫及び保健衛生活動

| 実施主体 | 内 容 |
|------|---|
| 市 | ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 防疫用薬剤の備蓄及び消毒用機器を整備する。 ウ 市民が実施するし尿及びごみ処理などの防疫計画の指導 エ 防疫活動に必要とする薬剤の調達計画を作成する。 オ 被災動物の保護等、救護活動の計画を作成する。 カ 市民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法及び廃棄物を処理する上の役割分担を明示し、協力を求める。 キ 災害時の環境保全に関すること。 ク 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。 |
| 市民 | ア し尿・ごみ等の自家処理に必要な資材器材の準備 イ ペット動物の飼育に必要な餌及び水を確保し、逃亡を防ぐ処置を講じておく。 |

(5) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

| 必要な設備及び資機材 | |
|--------------------|------------------------|
| ア 通信機材 | キ 仮設の小屋又はテント |
| イ 放送設備 | ク 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ |
| ウ 照明設備（非常用発電機を含む。） | ケ 防疫用資機材 |
| エ 炊き出しに必要な機材及び燃料 | コ 清掃用資機材 |
| オ 給水用機材 | サ 工具類 |
| カ 物資の集積所 | |

(6) 救援・救護のための標示

| 区分 | 内容 |
|-------------------|---|
| 公共建築物・病院の屋上への番号標示 | 市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。 |
| 孤立予想地域 | 市は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。 |

(7) 応急住宅

| 区分 | 内容 |
|---------|--|
| 供給体制の整備 | 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急建設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 |
| 体制の整備 | 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。 |

1.3 緊急輸送活動体制の準備

道路管理者、港湾管理者、漁港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとし、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。また、災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備のほか、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

1.4 災害廃棄物の処理体制の整備

- (1) 市は、災害廃棄物処理計画を定める。
- (2) 市は、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

1.5 燃料の確保

(市及び重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。)

1.6 公共土木施設等の応急復旧

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

1.7 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その促進に努めるものとする。

1.8 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

19 文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財所蔵施設及び彫刻、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

| 必 要 な 対 策 |
|--|
| (1) 文化財等の耐震措置の実施 |
| (2) 安全な公開方法、避難方法の設定 |
| (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備 |
| (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備 |
| (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備 |
| (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備 |

20 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ地震防災対策推進計画に定めておくものとする。

21 地震防災応急計画の作成

大規模地震対策特別措置法第7条で地震防災応急計画の作成を義務づけられている施設又は事務所は、当該計画を作成し、所管官庁に届け出るとともに、その写しを市長に送付する。